

佐倉市八街市酒々井町消防組合告示第12号

平成27年12月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年12月15日

佐倉市八街市酒々井町消防組合管理者 蕨 和 雄

- 1 期 日 平成27年12月22日(火) 午後3時00分 開議
- 2 場 所 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部講堂

○平成27年12月22日

○現在議員12名で次のとおり

1番	久	野	妙	子
2番	小	須	田	稔
3番	中	村	孝	治
4番	三	橋	秀	夫
5番	杉	原		芳
6番	林		政	男
7番	湯	淺	祐	徳
8番	石	井	孝	昭
9番	福	田		守
10番	越	川	廣	司
11番	小	早	稲	賢
12番	宮	野	孝	雄

平成27年12月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会

○議事日程

平成27年12月22日（火曜日）午後2時58分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程

議案第1号から議案第3号を一括上程

提案理由の説明

議案第1号 質疑、討論、採決

議案第2号 質疑、討論、採決

議案第3号 質疑、討論、採決

○本日の会議に付した事件

1. 開 会
2. 諸般の報告
3. 会議録署名議員の指名
4. 会期の決定
5. 議案第1号から議案第3号の上程、説明
6. 議案第1号の質疑、討論、採決
7. 議案第2号の質疑、討論、採決
8. 議案第3号の質疑、討論、採決
9. 閉 会

○出席議員（11名）

1番	久	野	妙	子
2番	小	須	田	稔
3番	中	村	孝	治
4番	三	橋	秀	夫
5番	杉	原		芳
6番	林		政	男
7番	湯	淺	祐	徳
8番	石	井	孝	昭
10番	越	川	廣	司
11番	小	早	稲	賢
12番	宮	野	孝	雄

○欠席議員（1名）

9番	福	田		守
----	---	---	--	---

○説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	蕨		和	雄
副 管 理 者	北	村	新	司
副 管 理 者	小	坂	泰	久
会 計 管 理 者	小	林	雅	美
消 防 長	今	井	定	男
次 長	高	橋	秀	樹
総 務 課 長	豊	田	光	弘
予 防 課 長	石	井	美	智
警 防 課 長	太	田	文	和
指 揮 指 令 課 長	山	本		稔
佐 倉 消 防 署 長	清	宮	光	雄
志 津 消 防 署 長	大	島	立	美
八 街 消 防 署 長	高	山	文	男
酒 々 井 消 防 署 長	山	崎	清	貴

○議会議務局出席職員氏名

書	記	長	上	田	敏	広
書		記	深	澤	則	広
書		記	岩	竹	雅	子

◎開会及び開議の宣告

(午後 2時58分)

○議長(中村孝治) 始めに、佐倉市企画政策部秘書課より組合議会定例会において議場における写真撮影の依頼があり、消防職員が撮影のため入室することを許可いたしましたので、ご報告いたします。

ただいまの出席議員は11名で、議員定数の半数以上に達しております。

したがって、平成27年12月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会は成立いたしましたので開会いたします。

◎諸般の報告

○議長(中村孝治) 日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

監査委員より定期監査結果報告書並びに例月出納検査結果報告書の提出がありました。それぞれお手元に配付いたしました印刷物によりご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長(中村孝治) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第73条の規定により、議席番号2番 小須田 稔議員、議席番号4番 三橋秀夫議員の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(中村孝治) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(中村孝治) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたします。

◎議案第1号から議案第3号の上程、説明

○議長(中村孝治) 日程第3、議案を上程いたします。

お諮りいたします。議案第1号から議案第3号までの3件を一括議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(中村孝治) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第3号までの3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者。

(管理者 蕨 和雄 登壇)

○管理者(蕨 和雄) 本日、ここに平成 27 年 12 月組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多忙にもかかわらず出席を賜り、本議会が成立いたしましたことを厚く感謝申し上げます。

それでは、ただいまから本定例会に提案をいたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第 1 号 佐倉市八街市酒々井町消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、平成 25 年 5 月 31 日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が公布され、平成 28 年 1 月から番号の利用が開始されることから本条例の一部について改正を行うものでございます。

議案第 2 号 平成 27 年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算についてでございますが、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 426 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 44 億 7,529 万円とするものでございます。

歳入の補正は、分担金及び負担金で、長期債償還分担金の減額を行うものでございます。

歳出の補正は、公債費のうち元金を増額し、利子の減額を行うものでございます。

また、平成 28 年度以降にわたる債務負担行為の設定を行うものでございます。

議案第 3 号 損害賠償の額の決定及び和解についてでございますが、救急出動中の救急自動車と車両が接触した事故について相手方と和解し、損害賠償の額を 134 万 4,825 円に決定いたそうとするものでございます。

以上、本定例会に提案いたしました議案につきまして提案理由の説明を申し上げましたが、細部につきましては担当者から説明をいたさせますので、何とぞ慎重にご審議のうえ可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長(中村孝治) 提案理由の細部の説明を求めます。

次長。

(次長 高橋秀樹 登壇)

○次長(高橋秀樹) 消防本部次長の高橋秀樹でございます。提案理由の細部の説明をさせていただきます。

議案第 1 号 佐倉市八街市酒々井町消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が平成 25 年 5 月 31 日に公布され、平成 28 年 1 月から番号の利用が開始されることから、地方公共団体が保有する特定個人情報について必要な措置を講ずるため、本条例の一部を改正いたそうとするものでございます。

改正内容といたしましては、条例中の字句の整理をいたすほか、第 2 条におきまして定義を追加いたし、

第8条第4項に収集及び保管について、第9条の2に保有特定個人情報の利用の制限について、第27条に中止請求を新たに規定をいたそうとするものでございます。

施行期日につきましては、平成28年1月1日から施行をいたそうとするものでございます。

次に、議案第2号 平成27年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算についてでございますが、補正予算書の6ページをご覧ください。

2の歳入でございますが、1款1項2目長期債償還分担金を426万5,000円減額し、3億1,024万5,000円にいたそうとするものでございます。

続きまして、3の歳出でございますが、4款1項1目23節償還金、利子及び割引料の92万4,000円の増額は、平成26年度千葉県市町村振興資金借入額の確定に伴う元金償還金の増額でございます。

4款1項2目23節償還金、利子及び割引料の518万9,000円の減額は、平成26年度組合債借入分の利子確定による減額でございます。

続きまして、7ページをご覧ください。

債務負担行為に関する調書でございますが、記載の各事業につきましては年間を通じ、継続的に契約が必要な事業でございますので、債務負担行為を設定させていただこうとするものですが、平成27年度中の支出はございません。

次に、議案第3号 損害賠償の額の決定及び和解についてでございますが、平成27年1月25日8時35分、千葉県八街市八街ほ45番地1老人保健施設さんふらわにおける救急出動で、現場付近路上において停車位置修正のため、高規格救急自動車を右前方へ発進させたところ、高規格救急自動車の右側前部と、後方より走行して来た [REDACTED] 車両の左側前部が接触した事故において、相手方の頸椎捻挫及び左肩挫傷の人身に対する損害に関し相手方と和解し、支払う損害賠償の額を134万4,825円に決定いたそうとするものでございます。

以上で、提案理由の細部の説明を終わりにさせていただきます。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（中村孝治） 議案第1号 佐倉市八街市酒々井町消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第1号 佐倉市八街市酒々井町消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定に

ついて採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中村孝治) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長(中村孝治) 議案第2号 平成27年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村孝治) 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村孝治) 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第2号 平成27年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中村孝治) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長(中村孝治) 議案第3号 損害賠償の額の決定及び和解について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村孝治) 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村孝治) 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第3号 損害賠償の額の決定及び和解について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（中村孝治） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上を持ちまして、本議会に付議されました案件は終了いたしました。

◎閉会の宣言

○議長（中村孝治） 以上をもちまして、平成27年12月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会を閉会いたします。

(午後 3時18分)

上記のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 中 村 孝 治

署名議員 小 須 田 稔

署名議員 三 橋 秀 夫